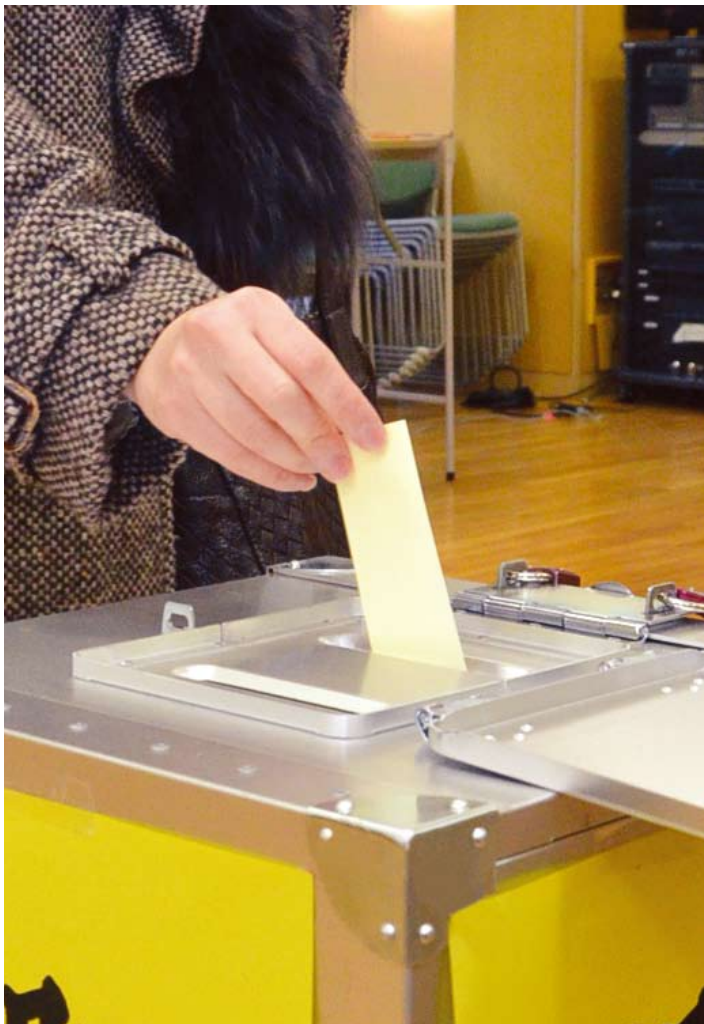


2月9日(日)

投票は午前7時～午後8時

東京都知事選挙

「わたしたちにできることがある。」



▶平成25年度 千代田区明るい選挙推進協議会会長賞



いずれの場合も、選挙用住民票(無料)が必要です。

また、投票日までに都内の他区市町村へ転出予定の方は、千代田区の選挙人名簿に登録されます。

千代田区の選挙人名簿に登録されている方で、10月9日以降に千代田区から都内の他区市町村へ転出し、かつ新住所地の選挙人名簿に登録されない方は、千代田区で投票することができません(ただし、新住所地からさらに転出した場合は、投票できません)。

している方です。

前住所地の選挙人名簿に登録されている場合、前住所地で投票

平成6年2月10日以前に生まれ(投票日現在20歳以上)、平成25年10月22日までに千代田区に転入届出をし、投票する日まで引き続き千代田区に住所を有している方です。

10月23日以降に転入した方
10月23日以降に、都内の区市町村から千代田区に転入届出をし、引き続き居住している方は、前住所地の選挙人名簿に登録されて

10月9日以降に都内の区市町村へ転出した方およびこれから転出予定の方
千代田区の選挙人名簿に登録されている方で、10月9日以降に千代田区から都内の他区市町村へ転出し、かつ新住所地の選挙人名簿に登録されない方は、千代田区で投票することができません(ただし、新住所地からさらに転出した場合は、投票できません)。

投票できる方

転入・転出・転居した方

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎ 5211-42688

2月9日(日)は東京都知事選挙の投票日です。投票時間は午前7時～午後8時です。明日の都政を託す人を選ぶ選挙です。大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

※出張所などの区の施設にも置く予定です。ご利用ください。

都外へ転出した方

投票をする前に都外へ転出した方は、投票することができません。

1月16日以降に区内転居した方

投票当日は、転居前の投票所での投票になります。

投票所入場整理券を忘れずに

選挙公報

忘れずに投票してね



▲明るい選挙キャラクター「選挙のめいすいくん」(中央)と「お父さん」(左)・「お母さん」(右)

インターネット選挙運動

平成25年7月の参議院議員選挙から、インターネットを使用した選挙運動が可能になりました。ただし、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までの間、インターネットを使用することはできません。また、未成年の選挙運動は禁止されています。このほか、誹謗中傷・なりすまし等に関する罰則があります。詳しくは、総務省のホームページ「http://www.soumu.go.jp」の「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」をご覧ください。

できること/できないこと		候補者・政党等	有権者
ウェブサイト等を利用した選挙運動 	ホームページ、ブログ等	○	○
	SNS(フェイスブック、ツイッター等)	○	○
	動画のインターネット配信	○	○
電子メールを利用した選挙運動 	電子メール	送信	×
		転送	△
	ビラ・ポスターの添付	○	×
ホームページや電子メール等を印刷して、周囲などに配ること		×	×

投票日に投票所で投票できない方

期日前投票

投票日当日に出張や旅行などで投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。

期日前投票の際は、入場整理券の投票用紙請求書(宣誓書)を記入のうえ、期日前投票所(表2)へ持参し、投票してください。

不在者投票

指定病院での不在者投票

指定病院や指定老人ホーム等に入院・入所中で、投票日当日に投票所へ行けない方は、その病院や老人ホーム等で不在者投票ができます。

区内の指定病院等は表3のとおりです。区外の施設については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

他の区市町村の選挙管理委員会での不在者投票

投票日当日および期日前投票期間に、出張や旅行などで千代田区外に滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます。事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、障害や要介護の程度が定められた等級(表4)に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。事前に選挙管理委員会に申請して、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

※郵便等投票証明書の交付には日数がかかる場合がありますので、早めにお問い合わせください。

代理投票

手や腕のけが等により、投票用紙を記入することができない方のために、投票所の係員が代理で投票用紙の記入を行います。代理投票を希望される場合は、投票所の係員に申し出てください。

点字投票

視覚が不自由な方で、点字での投票を希望される方には、点字用の投票用紙を交付します。投票の際に、投票所の係員に申し出てください。

▼表1 投票所一覧

※入場整理券に記載されている投票所以外では投票できません(表面参照)。

投票区	投票所名	所在地	管轄区域
1	麴町中学校	平河町2-5-1	永田町一・二丁目、平河町一・二丁目、隼町、霞が関一～三丁目
2	麴町区民館	麴町2-8	麴町一～四丁目、紀尾井町(1～5番)、一番町、二番町
3	番町小学校	六番町8	麴町五・六丁目、紀尾井町(6・7番)、五番町、六番町
4	九段小学校	三番町16	三番町、四番町、九段南二～四丁目、九段北二～四丁目
5	富士見区民館	富士見1-6-7	飯田橋一～四丁目、富士見一・二丁目、九段北一丁目8～10・12(8～19号)・15番
6	千代田区役所(1階区民ホール)	九段南1-2-1	大手町一・二丁目、丸の内一～三丁目、有楽町一・二丁目、内幸町一・二丁目、日比谷公園、皇居外苑、千代田、九段南一丁目、九段北一丁目1～7・11・12(1～7・20～30号)・13・14番、北の丸公園、一ツ橋一丁目
7	神保町区民館(神保町ひまわり館)	神田神保町2-40	三崎町一～三丁目、西神田一～三丁目、神田神保町二丁目(偶数番地)、神田神保町三丁目
8	お茶の水小学校	猿楽町1-1-1	神田駿河台一・二丁目、猿楽町一・二丁目、神田神保町一丁目、神田神保町二丁目(奇数番地)、一ツ橋二丁目、神田小川町三丁目8・10・12・14・16・18・20・22
9	ちよだプラットフォームスクウェア	神田錦町3-21	神田駿河台三・四丁目、神田小川町一・二丁目・三丁目1～7・9・11・24・26・28、神田錦町一～三丁目
10	神田保育園	神田淡路町2-109	神田須田町一丁目、神田淡路町一・二丁目
11	千代田小学校(神田さくら館)	神田司町2-16	神田鍛冶町三丁目、神田多町二丁目、神田司町二丁目、神田美土代町、内神田一～三丁目
12	旧今川中学校	鍛冶町2-4-2	鍛冶町一・二丁目、神田紺屋町、神田富山町、神田北乗物町、神田西福田町、神田美倉町、神田東紺屋町
13	ふれあい会館	神田須田町2-17	神田須田町二丁目、神田岩本町、神田東松下町
14	岩本町ほほえみプラザ	岩本町2-15-3	東神田一・二丁目、岩本町一～三丁目
15	和泉小学校(ちよだパークサイドプラザ)	神田和泉町1	神田平河町、神田和泉町、神田松永町、神田練塀町、神田花岡町、神田相生町、神田佐久間町一～四丁目、神田佐久間河岸、東神田三丁目
16	昌平小学校(昌平童夢館)	外神田3-4-7	外神田一～六丁目

▼表2 期日前投票所

会場	期日前投票期間
千代田区役所 4階選挙管理委員会(九段南1-2-1)	2月8日(土)まで 8時30分～20時
麴町区民館洋室C(麴町2-8)	2月2日(日)～8日(土) 8時30分～20時
和泉橋区民館洋室A(神田佐久間町1-11)	

▼表3 区内の不在者投票指定施設一覧

指定病院	住所
九段坂病院	九段南2-1-39
東京通信病院	富士見2-14-23
杏雲堂病院	神田駿河台1-8
駿河台日本大学病院	神田駿河台1-8-13
三楽病院	神田駿河台2-5
浜田病院	神田駿河台2-5
明和病院	神田須田町1-18
三井記念病院	神田和泉町1
指定老人ホーム	住所
一番町特別養護老人ホーム	一番町12 いきいきプラザ一番町内
特別養護老人ホーム かんだ連雀	神田淡路町2-8-1
小規模特別養護老人ホーム ジロール麴町	麴町2-14-3

▼表4 郵便等により不在者投票ができる方

	区分	対象
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫、肝臓の障害	1級・2級・3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹の障害	特別項症・第1項症・第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症
介護保険の被保険者証をお持ちの方	「要介護5」である者として記載されている方	

